

平成25年行政事業レビューシート

(総務省)

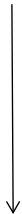
事業名	消防救急デジタル無線の整備に必要な経費		担当部局庁	消防庁		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度～平成28年度		担当課室	消防・救急課 防災情報室		課長 稲岡伸哉 室長 加藤晃一	
会計区分	一般会計		政策・施策名	Ⅶ-4 消防防災体制の充実強化			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	消防組織法第49条第2項 緊急消防援助隊に関する政令第6条		関係する計画、 通知等	緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画 国土強靱化(ナショナル・レジリエンス(防災・減災))推進に向けた当面の対応			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	今後想定される南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の大規模災害時に出勤し救命・救助を行う緊急消防援助隊の活動を円滑にするため、現在アナログ方式で運用されている消防救急無線設備を平成28年5月末までにデジタル方式に移行させ、災害に強い消防通信基盤を構築する。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>東日本大震災では、消防救急無線がデジタル化されていないため通信の輻輳など被災地の救援にきた緊急消防援助隊の救助活動に大きな支障を生じた。こうした教訓を踏まえ、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の大規模災害時に出勤する緊急消防援助隊の緊密な連携が可能となるよう消防救急無線を移行期限である平成28年5月末までにデジタル方式に移行し、緊急消防援助隊の災害への対応力を飛躍的に強化する必要があるため、消防救急無線のうち緊急消防援助隊が使用する共通波のデジタル化に対して以下のとおり支援する。なお、消防救急無線には、共通波のほか、自治体における消防救急活動で使用する活動波がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象者 地方公共団体 ○補助対象 緊急消防援助隊の活動時に使用する消防救急デジタル無線(共通波)のための施設・設備の整備 ○補助率 総務大臣が定める基準額の1/2(平成23年度については1/3) 						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求
		補正予算	—	9,896	6,098	—	—
		繰越し等	—	-9,896	2,102	9,844	—
		計	—	0	10,200	10,244	—
	執行額	—	0	8,809	—	—	
執行率(%)	—	—	86.4%	—	—		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (28年度)
	消防救急無線のデジタル化(共通波及び活動波)整備済消防本部数		成果実績 消防本部	2	6	118	770
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	補助金交付決定消防本部数		活動実績 消防本部	—	154	104	—
単位当たりコスト	3.9(億円/本部) 消防救急無線のデジタル化における標準的な消防本部(管轄人口が30万人、管轄面積が300km ²)による共通波の整備に要する事業費(=補助事業の基準額)		算出根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・管轄人口は、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」(平成18年消防庁告示第33号)で「管轄人口の観点から言えばおおむね30万以上の規模を一つの目標」とされていることから、消防本部の標準的な管轄人口を30万人としている。 ・管轄面積は、標準的な管轄人口を有する消防本部のうち平均的な管轄面積である300km²としている。 ・先行して効率的に整備した消防本部の実績を基に、管轄人口及び面積の要素を加味し、基準額を算出している。 			
平成25・26年度予算内訳	費目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由		
	緊急消防援助隊設備整備費補助金		400	853	「新しい日本のための優先課題推進枠」454		
計		400	853				

事業所管部局による点検					
	項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	大規模災害時に消防庁長官の指示又は求めによって出動することとなる緊急消防援助隊の活動に資する消防防災通信基盤の強化は国としての責務であり、災害時において同時多発的に発生する事案に対して緊急消防援助隊の円滑な対応を可能とする消防救急無線のデジタル化は国費を投入して推進すべき事業である。こうした観点から平成24年度以降、従前の仕組みを見直し、消防組織法第49条第2項の規定に基づく法律補助と位置づけたところ		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	消防救急無線のデジタル化事業は、事業主体たる地方公共団体が実施することになるが、大規模災害時には整備した通信基盤を緊急消防援助隊が使用して活動することから、国としての責務に応じた補助をしているものであり、補助の対象についても共通波に係る部分に限定している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	また、先行して整備している消防本部の知見の共有や専門的な知見を有しているアドバイザー派遣等を通じて、複数の消防本部での共同整備や、局舎・鉄塔等の共同利用・効率的配置などによりコスト削減を図っている。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	補助の交付額については、これまで補助金交付決定を行った258消防本部のうち73消防本部の補助対象事業費が基準額を超えているが、この場合は基準額を上限として補助交付額の算定をしており過大な交付とはなっていない。185消防本部については、補助対象事業費が基準額の範囲内となっている。基準額は地域事情(管轄区域内の地形に起因する整備費用の増加等)も考慮して設定していることから、妥当な水準と考えている。		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	消防救急デジタル無線の整備率は平成24年度末時点ですべて低い状況にあるが、今後、移行期限である平成28年5月に向けて整備団体数や整備事業費が大幅に増加してゆくことから、国の責務として更なる予算措置を講じることが必要である。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	整備された消防救急デジタル無線の施設・設備については、直ちに運用を開始しており、整備された施設・設備は有効に活用されている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検結果	発生が懸念される南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の大規模災害時に出動する緊急消防援助隊の円滑な活動に資するため、移行期限である平成28年5月までに全国全ての消防本部で消防救急無線のデジタル化を達成する必要がある。 一方、現在消防救急デジタル無線の整備率は平成24年度末時点ですべて低い状況にあるが、移行期限までに消防救急無線のデジタル化が達成されるためには今後大幅な整備団体数や整備事業費の増嵩が見込まれるなか、国としての役割を果たすため、コスト削減に留意しつつ平成26年度も概算要求を行う。				
外部有識者の所見					
補助の対象を共通波に係る部分に限定している点に配慮を感じるが、補助率を増加させた背景の説明が必要。また、成果指標を「デジタル化整備済み消防本部数」にしているが、整備したが運用開始していない場合があるのであれば、「運用開始数/整備済み数」等の指標を示し、その要因と対策を次年度以降にフィードバックすることが望ましい。					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	現行案どおりの予算規模にて要求を行い、適正かつ効果的な予算執行に努める。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	現行案どおりの予算規模にて要求を行い、適正かつ効果的な予算執行に努める。なお、所見を踏まえ記載を修正した。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年		平成23年	174、復興-15	平成24年	173、179、新25-25

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

消防庁
8,809百万円

〔 消防救急無線のデジタル化に係る補助金の交付 〕



A. 地方公共団体
8,809百万円

〔 消防救急デジタル無線の整備 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

A.島根県			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
工事費	消防救急デジタル無線の整備	500			
計		500	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	島根県	消防救急デジタル無線の整備	500	-	-
2	北海道根室北部消防事務組合	消防救急デジタル無線の整備	248	-	-
3	鳥取県東部広域行政管理組合	消防救急デジタル無線の整備	220	-	-
4	北海道釧路市	消防救急デジタル無線の整備	208	-	-
5	北海道遠軽地区広域組合	消防救急デジタル無線の整備	206	-	-
6	山口県山口市	消防救急デジタル無線の整備	170	-	-
7	横浜市	消防救急デジタル無線の整備	162	-	-
8	北海道羊蹄山ろく消防組合	消防救急デジタル無線の整備	161	-	-
9	北海道胆振東部消防組合	消防救急デジタル無線の整備	160	-	-
10	群馬県高崎市・安中市消防組合	消防救急デジタル無線の整備	145	-	-